



令和8年度 就学援助制度のお知らせ

～年度途中からでも申請が可能です～



富里市教育委員会

富里市では、経済的な理由により市立小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に対して、お子さんが安心して教育を受けられるように、学用品費や校外活動費などの一部を援助する制度を設けています。

●援助の対象となる方

富里市内に住所を有し、富里市立の小・中学校に通学する児童生徒及び入学予定者の保護者で、次のいずれかに該当する方。

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 生活保護は受けていないが、それに準ずる程度に経済的にお困りの方で、世帯員等の収入が市で定めた認定基準額を下回る方。

●認定基準となる収入の目安（令和7年中の収入）

お子さんと住所・生計を同じくする世帯員全員の収入額

収入がある人	収入がない人	合計収入額 (目安)	収入がある人	収入がない人	合計収入額 (目安)	収入がある人	収入がない人	合計収入額 (目安)	収入がある人	収入がない人	合計収入額 (目安)
1 人	1 人	277 万円	2 人	1 人	341 万円	3 人	1 人	380 万円	4 人	1 人	412 万円
	2 人	370 万円		2 人	418 万円		2 人	449 万円		2 人	491 万円
	3 人	393 万円		3 人	434 万円		3 人	476 万円		3 人	536 万円
	4 人	455 万円		4 人	506 万円		4 人	566 万円		4 人	608 万円

※表に用いた標準モデル

収入ある人	1 人…35 歳	1 人	収入ない人	1 人…小学生	1 人	
〃	2 人…35 歳	2 人	〃	2 人…小学生・中学生	各 1 人	
〃	3 人…35 歳	2 人、70 歳	1 人	〃	3 人…幼児・小学生・中学生	各 1 人
〃	4 人…35 歳	2 人、70 歳	2 人	〃	4 人…幼児・小学生・中学生・高校生	各 1 人

※この金額はあくまでも目安です。

世帯員等の年齢構成などにより認定基準額に相違がありますので、ご了承ください。

※お子さんと住所・生計を同じくする世帯員全員とは、世帯は別でも同住所の方、別住所であっても同一生計の方を含みます。

※年度途中で生活・収入状況が変わった場合は、教育委員会教育部学校教育課へご相談ください。

●申請手続き

「要保護・準要保護児童生徒認定申請書」及び「同意書」に必要事項を記入し、必要書類を添えて在籍の学校へ提出してください。小学校、中学校両方にお子さんが通っている場合はそれぞれに申請が必要です。申請書類は市内小・中学校及び学校教育課で配布しているほか、富里市ホームページからもダウンロードできます。

○必要書類とは…

全ての世帯員等の令和7年中の収入を証する書類（源泉徴収票または確定申告書・住民税申告書、児童扶養手当証書、障害年金、遺族年金など公的年金等の支給通知、失業給付明細等）

●申請期間

- ① 4月末日までの受付分は年度の最初（令和8年4月1日）から支援開始となります。
- ② 5月以降の申請については、随時受付けています。その場合、申請日の属する月の翌月が支援の開始月となります。遡ることはできませんのでご注意ください。

（裏面へ続きます。）

●申請後の流れ

申請書は、学校から教育委員会へ提出されます。この間、必要に応じて地区の民生委員児童委員が自宅を訪問し、生活状況をお伺いします。

教育委員会は、審査を行い、その結果（認定または却下）をお子さんが在籍する学校を通して通知します。

●就学援助費支給内容

○生活保護を受給している方（要保護）は、下記の費目のうち、修学旅行費と医療費のみが対象となります。

費 目		支 給 額（限度額）		内 容
		小学校	中学校	
学用品費		11,630 円	22,730 円	児童生徒が通常必要とするノート、筆記用具、辞書類等の購入費
通学用品費		2,270 円	2,270 円	小・中学校の第2学年以上の学年に在学する児童生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、帽子等）の購入費
入学準備金		64,300 円	81,000 円	小・中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品（ランドセル、カバン、制服等）の購入費（原則 入学前の2月より支給。3月までに支給を受けていない場合、4月認定の1年生に限る）
校外活動費	宿泊を伴わないもの	1,600 円	2,310 円	児童生徒が校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科（宿泊を伴うものは、学年を通じて1回に限る）
	宿泊を伴うもの	3,690 円	6,210 円	
卒業アルバム代等		11,000 円	10,000 円	小学校又は中学校を卒業する年度に作成するアルバム及び記念写真の購入費
オンライン学習通信費		15,000 円	15,000 円	休校中にオンライン学習が行われた月の通信費（世帯に対し月割りで算定した額を上限として支給）
修学旅行費		経費の全額	経費の全額	児童生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊料、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費（小・中学校通じてそれぞれ1回に限る）
通 学 費		経費の全額	経費の全額	片道の通学距離（バス路線距離）が、小学校4km以上、中学校6km以上の場合で、バスを利用して通学する場合の交通費（通学定期乗車券代）
医 療 費		経費の全額	経費の全額	学校の健康診断により、う歯（虫歯）、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎など、定められた疾病の治療指示を受けた治療費

※学用品費、通学用品費及びオンライン学習通信費は年額です。

年度途中から開始する場合は、月割で算定した額になります。（10円未満切り捨て）

●支給方法

援助費は学校を通じて支給します。

学用品費、通学用品費等の支給には領収書の提出が必要ですので保管しておいてください。

●注意事項

- ・申請後または認定後に家族構成等に変更があった場合は、必ずその旨を届出ください。
- ・申請は、毎年度必要です。令和7年度に認定を受けていた方で、令和8年度も希望される方は、改めて申請が必要となりますのでご注意ください。



【お問い合わせ】

- ・教育委員会教育部学校教育課学事班

Tel 0476-93-7658

<http://www.city.tomisato.lg.jp/0000000980.html>

- ・在籍中の市内小中学校